

数値地形図データ修正更新業務
仕様書

令和 7 年 7 月

札幌市まちづくり政策局
都市計画部都市計画課

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課（以下「委託者」という。）が実施する「数値地形図データ修正更新業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。
- (2) この仕様書に記載のない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と十分協議の上、決定するものとする。

2 業務の目的

札幌市数値地形図データは、平成 10～12 年度に作成した札幌市 DM データファイル（レベル 2500・日本測地系対応）（以下「旧 DM データ」という。）を市街化区域内の道路・建物についてのみ修正更新する簡便更新を行っており、平成 22 年度には世界測地系変換を行った。

本業務では「令和 4 年度空中写真画像データ作成及び家屋異動判読業務（貸与資料・札幌市財政局税政部発注）」（以下「税政部業務」という。）及び過年度の「数値地形図データ修正更新業務」（以下「過年度業務」という。）の成果品を使用し、札幌市公共測量作業規程に則って、数値地形図データの修正更新を行うものである。

また、数値地形図データの更なる活用を図るため、修正更新した数値地形図データを元に、画像データである TIFF データを作成する。

3 業務の概要

数値地形図データ修正更新

64.75 km²（22 図郭、別紙区域図のとおり）

4 業務委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 19 日（木）までとする。

5 業務体制等

受託者は本業務の内容等について十分理解し、その目的を達成するために最高の技術を発揮するとともに、委託者と密接に連絡が取れるよう、必要な人員及び体制を常に整えなければならない。

6 業務計画書

受託者は、契約後速やかに当該業務実施に関する業務計画書を作成し、提出しなければならない。また、作業実施計画の大幅な変更等、重要事項に変更がある場合については、作業計画変更届を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

7 主任技術者

- (1) 受託者は、契約後速やかに当該業務の履行を総括・監理するための主任技術者を選任し委託者に通知する。この場合の様式は受託者において定めることができる。
- (2) 主任技術者は測量士の資格を有する者とする。

8 業務の内容

- (1) 本業務の修正更新対象区域は別紙区域図に示す範囲とする。
- (2) 修正更新するデータは、税政部業務及び過年度業務の成果品を使用する。
※ 税制部業務の成果品については、令和4年度分の使用を基本とするが、業務着手の段階で令和7年度分の使用が可能であった場合には、これを使用すること。
- (3) 受託者は、委託者より貸与される空中写真画像データ（精密オルソ）などについて精度検証を行い、委託者に提出するものとする。検証の結果、精度等に不備が認められた場合は、速やかに委託者に報告し、協議すること。精度検証は、空中写真画像データ（精密オルソ）及び公共測量 DM データ（レベル 2500・世界測地系対応）について、1 図郭に対して4点以上の検証を行うことを原則とする。
- (4) 予察
予察は、委託者より貸与される税政部業務の成果品を用いて行うことを原則とする。
- (5) 現地調査
数値地形図データを作製するために必要な各種表現事項、名称等について現地に確認を行うとともに、空中写真画像データで確認できない隠蔽部及び経年変化箇所について調査を行い、注記の修正更新などに反映させる。
- (6) 修正数値図化
ア 修正数値図化は、貸与する空中写真画像データ及び位置情報ファイルまたは同時調整ファイルを使用し、デジタルステレオ図化機を用いて、地図情報を数値形式で取得し記録する。
イ 数値図化は、データ位置・形状等をディスプレイで出力し、その確認を行う。
ウ 取得する数値図化データは、札幌市公共測量作業規程に則って、その種類を表す分類コードを付ける。
エ 取得した数値図化データは、標高点及び地形図データ等について、漏れ・誤り・接合・位置・密度等の項目を出力図と空中写真及び現地調査資料等と突き合わせて点検する。
- (7) 修正数値編集
ア 修正数値編集は、図形編集装置等を用いて新たに取得されたデータについて旧数値地形図データとの整合を図るための編集を行う。図形編集装置等によって図

形、属性データ等の形状修正、不要データの削除、不備データの追加、図形座標の整合性等を図り、編集済数値地形図データを作成する。

イ 予察で明らかとした普通建物と堅ろう建物の区分における修正箇所について、修正数値編集を行う。

ウ 隣接図郭間でのデータ接合は、図郭上の座標の一致と地物の連続性を確保するものとする。また、本業務区域外の図郭に地物等の修正が及ぶ場合は、当該部分についても修正を行い提出成果品とする。

エ 編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを作成し、製品仕様書に定める形式・構造に従って電子記憶媒体に記録する。

オ 編集済データは、点検プログラムを使用して点検するとともに出力図で目視により点検を行う。

(8) 数値地形図データファイル作成

ア 検査済みの公共測量 DM データをもとに、編集済数値地形図データを作成する。

イ 編集済数値地形図データの作成においては、貸与する隣接市町の数値地形図データを反映する。

ウ 札幌市行政区域内データとして、隣接市町部分を削除するとともに、行政界にかかる注記編集を行ったデータを、別途フォーマット（世界測地系対応）で作成する。

エ 数値地形図データファイルの種類は、下記の3種類を作成する。なお、札幌市 DM データファイルと公共測量 DM データファイルの違いは、別紙1のとおり。

(ア) 札幌市 DM データファイル（レベル 2500・世界測地系対応）

(イ) 公共測量 DM データファイル（レベル 2500）

(ウ) JPGIS データファイル（レベル 2500）

(9) 差分データファイル作成

追加データ及び削除データを作成する。

追加データは、本作業の中で道路データ及び家屋データなどについて新たに追加されたデータを公共測量 DM フォーマットで作成する。

削除データは、本作業の中で家屋の滅失及び建替えなどで削除されたデータ及び道路部分において拡幅等で削除されたデータなどを公共測量 DM フォーマットで作成する。

(10) 画像データ作成

ア 数値地形図データの他に、隣接市町削除版 DM データファイルを基に、画像データを作成する。

イ 画像データは TIFF 形式、解像度 600dpi 程度、ファイルサイズ 6 MB 程度としデータ変換を行う。

ウ イの他に、データ提供に適したデータ変換を行う。データ形式、解像度、ファイルサイズ等については、別途委託者と協議のうえ決定する。

エ 仕様、注記及び作業手順等については、委託者と協議を行い、画像データの作成を行う。

(11) 地理情報データ作成

ア 照査

受託者は、本業務で作成する公共測量 DM データについて、製品仕様書に規定したデータ品質に基づき、完全性、論理一貫性、位置正確度、時間正確度、主題正確度のチェックを行い、不良箇所についてはそれぞれの工程において修正を行う。

イ 品質評価表作成

受託者は、上記アで行った照査の結果を、品質評価表として取りまとめる。品質評価表は、製品仕様書に基づき作成する。

ウ メタデータの作成

本業務にて作成する数値地形図データの管理及び利用にあたって必要となる事項を記載したメタデータを作成する。メタデータは、「日本メタデータプロファイル（JMP）Ver2.0」に基づき作成するものとし、データの構成や細分事項については委託者と協議のうえ決定する。

9 社内検査

受託者は、本業務の成果品について社内検査を行うこと。社内検査は、検査員が実施する。検査員には技術士の資格を有する者を選任し、委託者に通知すること。検査員の選任及び通知の様式は受託者において定めることができる。なお、検査の結果、要求品質が満たされていない場合は、再照査を行って修正したうえで、再度社内検査を行うものとする。

- (1) 更新作成された公共測量 DM データについて、別紙2「検査項目説明書」に示す項目についてプログラム検査を行う。また、図形検査において検査の設定値及び設定値内でも間違いではない図形については OK エラーとして処理する（別紙3「DM データ検査における設定値及び OK エラーについて」に記載）。但し、検査 23 で行う重複検査は、別紙4「検査 23 重複検査レイヤ表」に準じる。
- (2) 公共測量 DM データから出力を行い、地形図表現上の不具合について目視検査を行う。
- (3) 上記(1)及び(2)の検査を行い、エラーがあった場合は、データを修正後に再検査を行う。なお、検査は全てのエラーが無くなるまで行うこととする。

10 委託者による検査

受託者は、「20 提出成果品(2)」について、成果品を下記のスケジュールで提出し、委託者による検査を受けること。

また、委託者による質問及び修正指示について、適切に対応すること。

令和8年1月30日 「20 提出成果品(2)」の成果品を提出

令和8年3月19日 最終成果品を提出

11 遵守事項等

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出しなければならない。また、隣接市町において数値地形図データの修正更新等に係る業務を発注している場合は、この業務の請負者とも連絡調整等を図り、業務を進めなければならない。
- (2) 受託者は作業の実施にあたり、適切な工程管理及び精度管理を行い、その結果に基づき、各作業単位の精度管理表及び品質評価表を作成し、委託者に提出するものとする。なお、精度管理及び品質評価の結果不相当と認められた事項については、委託者に連絡するとともに速やかに是正措置を講じるものとする。
- (3) 受託者は、作業の実施にあたり測量調査員に身分証明書を携帯させるとともに、測量調査員は、地元住民等に節度を持って接し、言動に十分注意しなければならない。
- (4) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認（記名）を受けたうえ、受注時は契約日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、業務担当員が記名した原本を受託者が保管し、複製を業務担当員が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに業務担当員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

12 環境への配慮について

本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

13 札幌市情報セキュリティポリシーの遵守について

本業務の履行にあたっては、札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、別紙5「セキュリティ保全に係る事項」に規定する諸事項を遵守すること。

14 成果品

成果品はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を受けずに公表、貸与、使用及び流用をしてはならない。なお、提出するデータについてはウイルスチェックを行うこと。

15 成果品に関する著作権について

本業務の履行により製作を行った地理空間情報（以下「本成果」という。）について、一切の知的財産権（著作権法 61 条 2 項で定める著作権法 27 条、28 条の権利を含む）、中間成果物及びその他本成果について発生するすべての権利を、札幌市に譲渡する。また、中間成果物及び本成果について、著作者人格権を行使しないものとする。

16 官公庁・その他への手続き等

本業務に係る関係官公庁等への諸手続き（公共測量に関する手続きを含む）は、委託者と打ち合わせのうえ受託者において迅速に行うものとする。

また、公共測量に定める所定の手続き並びに届け出を行うため、受託者は、業務計画書と合わせて製品仕様書を作成し提出するとともに、業務完了時にメタデータファイルを提出すること。

17 測量成果の検定

- (1) 受託者は、納入する測量成果品等について、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、同機関の発行する検定証明書及び測量成果品検定記録書を提出すること。
- (2) 検定の範囲は、作成する測量成果の面積の 5 % を対象とする。ただし、検査箇所については委託者の指示によるものとする。

18 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書、札幌市数値地形図データ（地図情報レベル 2500）製品仕様書及び札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領によるほか以下の関係法令等に準拠して実施すること。

- (1) 測量法

- (2) 測量法施行規則
- (3) 札幌市公共測量作業規程（国土交通省公共測量作業規程[準則]を準用）
- (4) 測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル
- (5) 札幌市現況図デジタルマップ作成作業特記仕様及び同運用基準
- (6) 札幌市現況図デジタルマッピング取得要領、札幌市現況図デジタルマッピング標準フォーマット、札幌市現況図デジタルマッピング図式、札幌市現況図デジタルマッピングデータファイル説明書、札幌市現況図デジタルマッピング現地調査作業要領

19 貸与資料

- (1) 税政部業務仕様書
- (2) 税政部業務受託者から提出のあった業務実施計画書
- (3) 撮影記録及び撮影精度管理表
- (4) 空中写真画像データ（単写真）及び位置情報ファイルまたは同時調整成果
- (5) 撮影実績図
- (6) 令和 4 年度カラー空中写真画像データ(精密オルソ写真データ)：一式
- (7) 令和 2・3・4・5・6 年度版修正更新 札幌市 DM データファイル(レベル 2500・世界測地系対応)：一式
- (8) 令和 2・3・4・5・6 年度版修正更新 公共測量 DM データファイル(レベル 2500)：一式
- (9) 令和 2・3・4・5・6 年度版修正更新 隣接市町削除版札幌市 DM データファイル(レベル 2500・世界測地系対応)：一式
- (10) 令和 2・3・4・5・6 年度版修正更新 隣接市町削除版公共測量 DM データファイル(レベル 2500)：一式
- (11) 令和 2・3・4・5・6 年度版追加削除 差分データファイル(レベル 2500)：一式
- (12) 札幌市数値地形図データ(レベル 2500)地理空間情報データ製品仕様書：一式
- (13) 札幌市町名データ（SDF 形式又はシェープファイル）
- (14) 札幌市公園緑地データ（SDF 形式又はシェープファイル）
- (15) その他必要資料

20 提出成果品

- (1) 令和 7 年度版修正更新 札幌市 DM データファイル(レベル 2500・世界測地系対応)：一式
- (2) 令和 7 年度版修正更新 隣接市町削除版札幌市 DM データファイル(レベル 2500・

世界測地系対応)：一式

- (3) 令和7年度版修正更新 公共測量 DM データファイル(レベル 2500)：一式
- (4) 令和7年度版修正更新 隣接市町削除版公共測量 DM データファイル(レベル 2500)：一式
- (5) 令和7年度版追加・削除 差分データファイル(レベル 2500)：一式
- (6) 令和7年度版修正更新 JPGIS データファイル(レベル 2500)：一式
- (7) 令和7年度版修正更新 隣接市町削除版画像データファイル：一式
- (8) 各種データファイル及び説明書：一式
- (9) メタデータファイル：一式
- (10) 精度管理表及び品質評価表：一式
- (11) 社内検査記録書：一式
- (12) 打ち合わせ記録簿：一式
- (13) 検定証明書及び測量成果検定記録書：一式
- (14) その他作成資料